

『防長風土注進案』「風俗」の項にみる人の一生と身体

金谷匡人

本稿は、旧稿（『山口県文書館研究紀要』（以下「紀要」）第三九号〜四二号）に引き続き、『防長風土注進案』（以下「注進案」）の「風俗」の項に記載された内容から、江戸時代後期の人々の生活ぶりやものの考え方に分け入ることを目的とする。

人々の「一生」（「誕生と成長」「結婚」「病」「老」「死と法要」）及び人々の「身体」（「休養」「女性」）等に焦点をあてるが、これらのことがらは、おおよそ「村」を単位として人々を規定していたと考えられる。「共同体」（「紀要」第三九号）や「年中行事」（「紀要」第四〇、四一号）、「農耕儀礼」（「紀要」第四二号）と違い、個々の家の経済状況や個人のあり方等によって大いに異なっていたと考えられる。

したがって、旧稿のような「何々村では云々」という記述の方法は本質的に適当でないし、個別の事例の羅列もま

た混乱を招くことが懸念されるが、本稿では「注進案」の性質上、「何々村にはこのような記述がある」といったことに立脚せざるを得ないことに十分留意いただきたい。

なお、「注進案」の各村の記載は一樣ではなく、地域性や精粗・ばらつきがある。それらを考慮の上で、旧稿同様、「風俗」の項における用例のみから推察できる記述にとどめた。底本も旧稿同様、当館が昭和三十五年度から三十九年度にかけて刊行した『防長風土注進案』巻一〜巻二を用いた。本文中「（一）」内の引用部分に続く「（二）」等の番号は、「第一五巻に収載の村番号六の村」（この場合は舟木村）を意味する。村の一覧（番号との対照表）については最後に一括した。

誕生と成長

【生子（うまれこ）・洗あけ婆・取上姥】

生まれてきた児は「生子」、産婆は「洗あけ（げ）婆」「取上姥」等と記される。産婆はその後も、名付けの祝いの席に呼ばれたり、宮参りのときに生子を抱いて参詣したりした。（後述）

【誕生祝】

次項以下に見るように、子の誕生を祝うのはその家や親族が主体で、共同体や近隣からどのような祝儀が行われたのかは記述に乏しい。一例のみ、周囲の者からの祝いと思われる記述が見えるが、それも長子に対してであり、二子からはしなかったという。

〔出産之節ハ聊之佳儀を以祝し申候、尤二度目よりハ其儀無之、只祝辞のニ御座候〕（7-7）

一方、子が生まれた家からは、百日参り（後述）の祝いとして近隣に赤飯を配るといふ記述がみえる。

〔百日参と相唱氏神参詣、（中略）右一礼トして組相中ニ赤飯を配り候行形*ニ御座候〕（206）行形…ゆきなり。慣習のこと。

【三ツ目・名付け・名披露・名酒】

生後三日目を「三ツ目」とよび、名付けを行って祝うことが多い。その場に産婆を招くこともあったようである。「名酒」をふるまうといった記述（9-1）も見られる。

〔大概男女共誕生して三ツ目の日相性の名を撰て折紙に書付、三方に乗せ是を披露し、神々え御酒供物を備、近辺にて心安きもの、又は取上ケ姥など招て目出度酒飯を差出饗応致候事〕（9-6）名付けは必ずしも三日目でなく、吉日を選んで行う場合もあった。

〔男女出生之日より三日目或ハ五日目七日目等之内、吉日を撰ひ親より名を付〕（1-12）

付けた名前を披露することは産婦の忌み明けを待つて、忌み明け祝いと併せて行われる場合もあった。ただし新生児や産婦の状態によって一様ではなかったし、貧窮者は披露（の祝い）をしないことも多かったようである。

〔小児生れ候て三日目五日目当り二名を付候て、其後産穢之忌明之上名附を祝ひ、忌明之祝ひ共申親類因ミ間を招候事〕（9-16）〔出産後七夜過て名付披露之節等、身分相応ニ親類近所申受心祝ひ仕候事〕（9-2）

なお、三日目、五日目等のことを「三ツ目」「五ツ目」等とよぶことは、結婚のときにもみられる（後述）。慶事

のときの特有の言い方であろうか。

【うぶ髪（初髪）を剃る】

生後六日目ないし十一日目にうぶ髪を剃った記載が大津宰判に二例ある。良い髪になるようにと新生児の髪を一度剃って坊主頭にする事例は、現在でも散見されるようである。

〔六日目に初髪を剃〕(9-11)

〔十一日目にうぶ髪を剃候〕(9-15)

【宮参り・百日（ももか）参り・生団子】

誕生から百日目を「ももか」とよび、氏神に参詣して幼子の祝いをすることは一般的であるが、次の最初の例のようにきちんと百日目におこなう地域はむしろ少なく、三十三日目に行うところ、また男子は百日日目、女子は百二十日目に行うといったところも多くみられる。その際、御神酒や赤飯とともに「生団子」を一年の月の数ほど供えるという記述もみえる。「生団子」は「なまだんご」と読めば辞書的には死者の枕頭に供える即席の団子をいう（小学館『日本国語大辞典』）から、ここでは「うぶだんご」と読むのであろう。

〔男女出誕之日より百日目ももか参りと母氏神参詣仕候〕(9-26)

〔百日参り 百日二満し候て氏神え参り候筈にて可有之候得共、太抵三十三日相立候て氏神え参り候事〕(9-16)

〔子供誕生之節は男子百日日目、女子八百廿日目二参詣仕候、其節神酒一徳赤飯一重生団子一ヶ月年の数相備、於御神殿神楽御祈禱相成、神酒御簡守頂戴罷帰候〕(9-1)

その際、赤ん坊を抱くのは「姥」の役目だったようで、この「姥」を「取上姥」（産婆）と明記している例もある。

現在のお宮参りにおいても赤ん坊を抱くのは一般的に祖母の役割だが、いずれも長寿への祈りが感じられる。産着も生まれ子の祖父母から貰い受けるという記述もみえる。

〔三拾三日目二宮参りとて小児を姥抱き氏神参詣仕候〕(9-5)

〔出産之日より三十三日め、又は百日目に舅しふとめよりもらひ受し産衣を着て取上姥に抱かせ、氏神へ参詣して其子の成長を祈り、家内には身祝ひとて快よく酒など給合申候事〕(9-6)

【御宝うけ・御宝をいただく】

前大津宰判のように浄土真宗の教線が強い地域では、宮参り（百日参り）をせず、且那寺に参詣する風もあった。これを「御宝をうける」「御宝をいただく」といい、生後の日数に定めはなかったようである。

〔産子百日参り氏神へ参詣仕候、尤真宗の家は此儀無御座候、御

宝を戴くと申候て旦那寺へ参候、此八日数には拘り不申候」(19-8)

【初雛・初端午】

町場や村の上層の家では、子供が生まれると、女子なら初雛、男子なら初端午を祝う風もあつたが、農村部では上巳の節句(ひな祭り)も祝わないことが多かつた。端午の節句はなおさら農繁期にあたり、祝いや休息をしないという記述が目立っている。

〔三月三日〕女子出生之家ニは紙雛ヲ飾リ桃ヲ立、神酒菱餅御膳等ヲ備へ、有余之家ニは近族ヲ招キ輕キ酒飯饗応之仕、招かれし者よりも紙雛一樽芝肴等分限相応之品を遣し初雛を祝申候」(1-1)

〔初端午の家にハ紙昇吹ながし半幟等を調べ定紋或は紋下へ武者絵杯を書、其家の軒端に建、親類因ミ間よりハ竹鐘或はちいさき床飾り杯送り、貰ひし先方えは笹巻を配り、其日入来る人々えは祝ひ酒上巳と同じ〕(9-2)

【元服と髪型(はんこ・のんこ)・衣服】

元服は次例に見るように、男子の「大人小児之境」をたてるもので、十五歳前後に前髪をとり、幼名を実名に替える。元服は年齢を基準とすることが多いが、体格(身長)を基準とする記述もある。またそのさい、元服親として村

内の有力者を頼み、大人としての訓導を行うことがあつたことは、「紀要」第三九号でふれた。

〔大体男子十三歳十五歳位にて前髪を執候を元服と相唱へ大人小児之境を相立申候〕(20-1)

〔童子十五才ニ相成候節、佳日を撰額髪剃落或は幼名を改替之儀も御座候て、〕(1-12)

〔元服之儀ハ十五歳にて致し候儀前廉より之風俗にて候得共、當時十三歳ニ成背太キものハ元服仕候〕(6-12)

小身の者は幼少時から前髪を落として月代の形に髪を立て、とくに元服の式を行わなかつた例も多い。この「月代形」の髪を「はんこ」(半子)ないし「のんこ」(希子)といったようで、辞書的には「半髪(はんこう)」、「のんこ鬚」にあたる。一般的に、月代形の髪型にするには、あらかじめ「髪置」(髪を伸ばすこと)をしたうえで前髪を落とすことが一般的であるが、小身の者はその手順を略しているわけである。

また、次の最期の例に見える「脇除ケ」は「脇明けを除き」(5-3)と同様、子供服の「脇明け」(腋の下を縫わないであけてある衣服)をやめることを示していると思われる。

〔小身之者は幼少之時より月代形ニ髪を立元服と申儀無御座〕(20-8)

〔頭立候もの之子供ハ前髪を取神参り致シ家内心祝ひ仕候、小躬
之者ハ子供より直くのんこにて御座候事〕(9-12)

〔元服之儀は十歳ニ至り髪置脇除ケ等仕候儀前々右より之仕来り
二候へ共いつ之比よりか略し、十一歳よりも前髪を払ひ候者
も有之、又ハ幼少之時よりはんこ仕候ものも有之候〕(5-2)

【鉄漿親(かねおや)・初鉄漿・鉄漿道具・七軒鉄漿】

男子の元服の際に頼む「元服親」に対し、娘が成人する
とされる十三歳の時にとる仮親を「鉄漿親」という。本来、
鉄漿付け(お歯黒)は成女のしるしで、結婚(妊娠)可能
の女であるということを経社会的に披露する意味があり、多
くの場合初潮を機につけたものであるという。当島宰判山
田村では、娘の十三歳の誕生日に鉄漿親を招いて饗応した。
おそらくこの日に初鉄漿を付けたのである。以後は擬制
的な親娘として、鉄漿親からは娘に鉄漿道具一式が贈られ、
娘からは節句のつとめ等を行った。

もともと、鉄漿親を頼むのは「長立候者」であって、中
以下の場合は、十七、八になって髪型を変え、初めて鉄漿
をつけた。その際、七軒の家を回って鉄漿を貰い集め、そ
のことを「七軒鉄漿」(一般的には「七所鉄漿」)などと
こがね)といった。その際に髪を結び直してくれた人のこ

とも「鉄漿(親)」といったようである。

〔鉄漿親之儀は長立候者出生之娘十三歳之産生日ニ相当候日を
待、一類又ハ懇意盛者を鉄漿親ニ相頼、鉄漿親よりは鉄漿道具
一卷遣シ申候、猶又同日鉄漿親を招キ饗応仕、左候て鉄漿親え
は五節句等相勤申、中より以下之儀は拾七八歳ニ相成人別不同
も御座候得共、大概髪を直シ初鉄漿を附、其節七軒鉄漿とて七
軒貫ヒ集附初申候、其節髪結直シ候人を鉄漿と相唱へ格別式ケ
間敷仕不申候〕(20-8)

【若者】

「注進案」には、社会のなかの若者の役割が明記されて
いる例は少ない。力にあふれた、元気のよい若者は共同体
のなかで重宝されたことであろうが、むしろそれは当然の
こととして記述されなかつたのであろうか。わずかな記述
のなから、若者たちの役割を垣間見てみたい。

《虫送り》

虫送り(サバア送り)の人形をこしらえる主体を若者が
担っていたとの記述が一例がある。この行事そのものも、
若者たちを中心になされたものであろうか。

〔六月下旬例年虫除之祈祷禪宗玉真寺へ相頼、左候て方言ニサバ
ア送りと唱へ、若者共竹木紙にて旗鏝を調へ藁細工にて鎧人形
騎馬之形を拵へ〕(4-6)

《盆踊り》

盆踊りについては「紀要」第四一号で述べたが、その主役はやはり若者たちだったようである。

〔盆前後村中之若輩稲之実入を祈るとて所之寺庵ニ於て灯籠を灯し太鼓を打ち輪踊りをなし候〕（G-3）

〔七月〕十日比より廿日頃過迄之間、村々盆踊と号し若者共相集り踊来り申候、是古来より精霊追善之為逆踊り来り候儀二御座候〕（T-18(G)）

《臼挽き》

米を収穫・脱穀したのち、籾を玄米にする籾摺りの作業は単調な作業であった。臼を使い、共同で行われたこの作業は、若者たちを主体としてなされたようである。（「やもめ」の項を参照）

〔混納畢れば若者五六人程充も歌を誦ひ終夜終日之臼挽仕候、右相済次第收納日々々御米蔵へ持行其年之御年貢を備へ申候〕（T-18(A)）

結婚

「注進案」の「風俗」の項に、恋愛結婚や離婚（離別・死別）に関することがらはまったく見えない。当然あり得たことであろうが、記述はもっぱら結納、家入り、祝宴、披露、

祝儀といったことからであり、それらも美祢宰判青景村の記載に「婚礼之式ハ一村之内ニても上中下大ニ差別有之候」(T-18) とあるように、貧富により、地域によつて大いにその風を異にしていた。

また、当時は「紀要」第四一号でふれたように風儀や贅沢の引き締めが厳しかったおりから、「注進案」の記載もそのことに配慮したと見られる記述が多く見られる。

〔婚礼之儀ハ嫁取置共二仲人親類之者連越し、手軽キ魚野菜にて料理沓汁沓菜着二三種も調盃をいたし来り候処、此度御改革ニ付沓汁一菜着三種ニ申談仕候〕（T-18）

【媒（なかだち）・媒妁・仲人・媒介人】

縁談の取り持ちをするものは、媒・媒妁・仲人・媒介人等と記される。多くの場合、双方それぞれで媒を頼んだようである。ただ、婚礼を簡略に行うことも下層の人々には多く、その場合、これらの人を立てずに親類や「兄弟分」たちの世話で事を運んだようである。

〔婚礼之儀は媒類合結納之上入嫁仕〕（T-14）

〔婚礼是又身分相応ニ見計を以親類共より致世話、入家之節ハ親類一両輩合仕盡ヲ致し一儀相調申候〕（S-18）

〔夫婦縁談之儀は親類之者共見合を以縁辺取結、入家之節は兄弟分之者連行、盃仕らせ候〕（T-16）

仲人は双方と相談の上、結納の段取りをし、結納をとりおこない、婚礼の日には新婦を婚家に連れて行った。

【薄約束・花堅め】

次の例の「薄約束」は、結納の前の仮約束を意味するのではないかと思われる。縁談がまとまると、仲人が酒を嫁方に持参し、「花堅め」をしたうえで、結納の日取り等の段取りをして結納となったようである。

〔薄約束之節花堅めとして仲人之者酒を買、治定之上娶方より樽肴帯代等相添差遣ス〕(15-27)

もつとも、この段階は略されて、次項に見るような結納と一体化する形の方が多かったと思われる。

【結納(結入)・約束・済酒・約束酒・かための盃】

結婚の約束を申し入れることが結納(結入)であり、嫁を迎える側から樽(酒)・肴(肴代)が贈られ、帯(頼ミの帯)(98)といういい方もあった)ないし帯料、袴ないし袴料などがやりとりされた。また、このときに贈られる酒を「済酒(すみざけ)」といった。

三田尻宰判の各村では、嫁がせる側からも婚家に「兩種(酒と肴のこと)が贈られた。その場合、袴(袴料)は婚

礼の日に婚家に持参されたようである。ちなみに、山口宰判の各村では、結納の帯料を三十ないし二十目と記している(25-5ほか)。結納の品は媒の者が持参したと明記した例もある(1-1)。

もつとも、酒・肴を贈り帯・袴をやりとりする風は上層に限られていたようで、中以下は帯・袴のやりとりを省いたり、単に酒を酌み交わしたりするに過ぎなかったようである。結納のときに酌み交わす酒を「約束酒」または「かための盃」といった。さらに、中・下層においては、結納そのものをしないこともままあった。

〔済酒遣し候節、兩種に帯相添へ遣し候分ハ、婚礼之節嫁方よりも兩種に上下相添へ差越申候、中分ハ兩種計り取遣りにて、下分は約束酒給合候〕(9-7)

〔結納のせつハ媒の者近親類とも酒肴持参にてかための盃など仕候〕(14-15)

〔婚礼ハ媒介人取扱、結納など、申程のことも中以下の者には無之〕(19-8)

なお、舟木宰判のいくつかの村では、結納の品々に茶が添えられた。

〔婚礼之儀は双方媒有之、結納として酒肴等差遣候節茶を添へ遣し候〕(15-18)

【入家】

嫁が婚家に入ることを「入家」といい、媒（仲人）を頼んだ場合は彼らが嫁を迎えに行き、婚家に連れて行く。媒をたてなかった場合、親戚や「兄弟分」たちが連れて行き、盃事なども世話したようである。（媒（なかだち）・媒妁・仲人・媒介人）の項参照）

なお、入家は夜になって行われたことが、いくつかの例にみえている。

〔婚礼之儀は吉日を撰ひ暮二及ひ嫁入をなし、引受ハ親類隣家之者打寄り酒飯を認め祝儀相済申候〕（5-6）

【嫁入・嫁取と「賀入」】

嫁が婚家に嫁ぐことは「嫁入（嫁入・娶入）」、迎える側からは「嫁取（嫁取・娶取）」だが、「賀入」という語には注意を要する。現在では一般的に、①賀養子として嫁の家に入ることを「賀入」ないし「賀取」というが、「賀入」にはそのほかに、②結婚に際して、当日の朝ないし後日に賀が嫁の実家に挨拶に行き、簡単な馳走を受けることをさす場合もあるからである。たとえば、

〔他村又ハ頭立候者之内ニは娶入賀入と日を替取組仕候者も御座候得共、多くハ其日ニ済申候者勝ニ御座候事〕（1-10）

〔凡早四ツ時頃賀入トして親諸共罷越凡七ツ時ニは帰宿、其跡直嫁嫁入トして親々一同ニ罷越〕（1-12）

にみえる「賀入」は②の例である。これらは古く一般的に行われていた賀入婚（招婿婚）の形式的な残存であろうか。賀入婚では、当人同士が恋愛関係に入ると男が女の家に通い始め、やがて妻方で簡素な祝いが開かれた。

なお、②の挨拶を「膝直し」と称した例が一例ある。「膝直し」は後述するが、一般には嫁入り数日後に嫁が実家に行くことをいう語である。

〔翌日ニ至り前夜之礼として舅先へ賀参り候、是を膝直しといふ〕（5-3）

【舅入（しゅうといり）・鍋かり】

「舅入」の語もまた、いくつかの異なった使われ方があ

る。たとえば、
〔婚姻定日入嫁双方親類相集り祝燕相催、後日ニ賀入相調、其後舅入と申て双方之舅姑等招相祝盃相當候事古来より之流例ニ御座候〕（1-12）

の場合は、婚礼後の婿入りを済ませたあと、双方の舅姑を招いておこなう祝いのことをい

〔婚礼之義ハ吉日を撰ひ多く舅入を先キへ済し夜ニ入り嫁入致し候〕（5-3）

の場合は、婚礼当日、嫁の入家に先だつて、嫁を迎える側が嫁の家に行き、そこで盃ごとを行ったことをさしている（この場合、前項「罎入」の②と同様である）。さらに、「罎入之儀ハ婚礼相整候後、夫婦連ニテ酒肴米等迄取揃へ罎方へ罷候、田舎の通言に是を鍋かりともいふ、是ハ罎の方より諸色持参ニテ罎方ニさして仕構へニおよばず、只鍋を貸候のミの意を以号ると見へたり」（17-8）

については、婚礼が整つた後に夫婦連れで嫁の実家に行くことを「罎入」といつているようである。その場合、酒肴や米を持参して行き、ただ鍋のみを借りて飲食し、罎方に迷惑をかけぬという心意から、これを「鍋かり」と称したという。

【婚礼の盃】

入家後、ただちに盃ごと（「三々九度之盃」「九献之式」「婚姻之盃」、また「親子盃」）が行われた。三三九度は「別間において」（多くは奥の間で）行われ、引き続き祝宴となつた。

〔其跡直様嫁入トして親々一同ニ罷越、着座早速於別間三々九度之盃相済』（1-12）

〔婚礼之儀は親類寄集り所有合之魚野菜を以一汁式菜位にして九献之式相済し申候』（7-10）

〔婚礼之儀は為指規式も不仕、親子盃等相済』（4-5）

【婚礼の宴】

婚礼の祝宴の席にはおおむね両人及び両親、近族等が列し、その後ない翌日以降に近隣朋友等からの祝意をうけ、酒がふるまわれたようだが、なかには「引受」（嫁罎を迎える家）の妨げになるということで、組中や因みの者たちが祝儀を述べに行くのは婚礼から三日目と決めていたところもあつた。

一方で、はじめから親族とともに五人組の組内等の近隣も参加していたと思われる例も散見する。

〔入家之節ハ料理ハ一汁一二菜肴式三種ニテ親子夫婦之盃等仕、尚親類之者引受仕候、翌晩よりハ近所近隣之朋友知音地下組合よりハ是を祝し酒又ハ百疋杯持参す』（5-19）

〔盃事相済せ酒飯差出申候、組中因之者共追々飲ニ参り候節酒差出、引受妨ニ付已前より之行形ニテ三日目参り来り候事』（10-28）

〔入家の日近き親類の者組合知音等相招き、聊酒飯など給候』（19-2）

祝いの料理については、当局からの締め付けもあり、おおむね質素に一汁一、二菜に着二、三種程度で行われたようである。なお、肴については、「取肴」との記述も多い。「挟

「肴（3-11）」や「取野菜（8-10）」の語もみえることから、大皿等に盛って出し、各自が盛り分けて取る酒の肴のことであろう。ふるまいの酒を造り置く場合もあった。

〔入家のせつハ料理一汁二菜肴二種など親子夫婦の羹等仕、尚親類のもの引請仕候〕（14-15）

〔婚礼之義も手軽く其式を相調へ、中巳上の者は青銅百足亦是三
百足など飲ひとして持参もいたし候、左候時は濁酒にても造り
置有合の取肴にて酒差出候ものも有之〕（21-3）

【親類や近隣からの祝儀（二本入扇子・酒・肴・百足）】

婚礼に対し、親類や五人組、朋友等の縁者からは酒（樽代）・肴（肴代）や百足（「紀要」第三九号参照）等が贈られたが、前・奥山代宰判や上関宰判の村々では、縁起をかついで一對とした「二本入扇子」も贈られることが多かった。祝儀を述べに来る人々のことは、祝儀を受ける側では、これに対して酒肴をふるまった。逆に、嫁からの土産として二本入り扇子等が配られた例も一例ある（15）。

また、縁者から贈られる「肴」について、都濃宰判等では「柴（芝）肴」と記している。「小肴」の用例もあることから、「小魚」を意味するものであろう。

〔近族隣家よりは百足或は忒本入扇子又は一對の肴代等にて新婦を弄き〕（3-1）

〔親類地下中祝儀之儀ハ百足二或は酒言升柴肴等持参仕、有合之取肴一二種差出盃等仕候事〕（8-4）

【悦・飲（よろこび）】

祝儀を述べに来る人々は「歓客・悦客（よろこびきやく）」、祝いの酒は「悦酒（よろこびざけ）」などといった。次の二例目の「熨斗」は、他の用例から、単に「祝儀」といった意味あいであろう。

〔中巳下に至り候ては其式も手軽く悦客へも強に酒差出し候ものも無御座候事〕（21-15）

〔追々客来之節は肴二三種にて悦酒差出候得共小躬之者ハ熨斗ばかりにて酒事も不得仕候事〕（9-20）

【樽入（たるいれ）】

親族による婚礼の席ののち、近隣や朋友が酒・肴等を持ち寄り、一堂に会して祝う席が設定され、それを「樽入」とよぶ場合がある。

〔組合朋友間飲引受は兼て申合一席と相定申候、是を樽入レと号し百足代又ハ寸志之酒肴料等持参仕、吸物にて盃合仕、酒三献を定法ニ仕候〕（7-18(3)）

〔翌晩ハ近所の若きもの共樽入と称し酒またハ百足など持参にてこれを祝し、引うけ方にハ手かるきとりさかなにて酒を勧め申候〕（14-15）

【膝直し（ひざなおし）・里帰り】

嫁は婚礼から三日目、五日目ないし七日目等に実家に里帰りしたが、そのことを「膝直し」「里帰り」といった。その際、婚家から餅ないし餅米を持参したようで、実家からも餅をつけて返した。婚家から実家へ持参する餅を「めつぱり餅」とよぶところもあつた。

なお、次例のように、膝直しが行われる三日目、五日目等については、「三ツ目」「五ツ目」といったいいかたがされる例がある。子供が生まれて三日目の名付け行事を「三ツ目」とよぶ例については先にみた。このようないいかたは、「注進案」においては名付け、婚礼以外にはみえない。

〔三ツ目五ツ目嫁を親里へ連行候節、めつぱり餅と号して持参仕候、又親里よりも土産として餅を取帰り候〕(6-13)

〔五日振七日目当りニは里帰り又ハ膝直し杯と申候て親里え罷越、有附候様御座候へハ親里よりハ餅杯を搦取帰り申候土風ニ御座候〕(16-4)

【嫁披露】

婚礼後、入家した嫁を連れて近族や近隣、師家、親方等に挨拶に行くことをいう。百疋(金銭)。「紀要第三九号参照」や餅を持参した。

〔後日ニ至り候ては披露として近隣を連歩行〕(6-15)

〔嫁披露父母兄弟家師家親方等え百疋持参〕(3-13)

【家見せ】

逆に、婚礼後、親類側が「家見せ」と称して嫁を招くこともあつた。

〔親類八家見せとして新婦を招き盃等相済候上白紙式状を遣し候事当境の做ひニ御座候〕(5-2)

〔親類之者八家見せとして新婦を招き式本入扇子百疋等にて祝し寿々事当村之風俗にて御座候事〕(6-15)

【婚礼の簡略化】

双方の経済的な負担や世間体などから、さまざまな形で婚礼の簡略化がなされた。極端な場合は入家のみで済ます場合もあつたが、そうはならない場合でも、さまざまな工夫があつた。

〔身上に応し小百姓は家内計にても済せ申候〕(10-17)

〔極難者ハ養子嫁を取候ても親類五人組を招キ候手段も不相調故、入家而已仕候位之者も多く御座候〕(20-5)

《雇人の体で入家》

嫁賃を迎えても、あたかも「雇い人」を入れたかのようなるまいで婚礼を簡略化した。春は「麦こき雇ひ」、秋

は「稻こき雇ひ」などと称し、何かのついでをとらえて近隣に披露した例がある。

〔当日ハ隣りニも知り不申位、雇人体の取組間々御座候事〕(169)

〔小身の者嫁取ハ春ハ麦こき秋ハ稻こき雇ひなど申、誠に近隣のものへ何その序に盃出し候位の事ニ御座候〕(142)

《一種盜》

〔注進案〕提出のころ流行し始めたこととして、「一種盜(む)」という風があった。双方の礼式を簡便にするため、仲人だけが、夜になつてから(1910)、人知れず嫁を連れてくることをいうようである。「一種」は「ひとたね」であるうか。

〔近年は一種盜むといへる事流行て、娶る方には結納より其外の事に至るまで軽く、遣す方には嫁らす所の礼式を薄くせんか為に、知らざる振にて独媒、人のみして連來る事、至て勘弁(簡便)なる仕様にて、此風儀間々流行仕候事〕(191)

《娘》や《内客》として入家》

吉田宰判のいくつかの村には、嫁でなく「娘」や「内客」として入家し、おちつきがよければ手軽く祝儀を行うといった風があった記載がみえる。次の二例目では、これを「勝手に相あたり」と評している。都合がよく、合理的などといった意であろうか。

〔近来ハ本式には不仕、兎角は娘にて貰ひ有附の色を見手輕祝儀相調、又ハ媒独にて連來り、娶方には内容有之杯と近隣えは披露仕り、有附之色を見近所振舞仕候様成儀流行ニ御座候、双方費を厭ひての仕方にて御座候〕(1694)

〔近年ハ娘にしてつかわし、有付候上婚礼相整候事間々流行仕候、是ハ第一勝手に相あたり、次ニハ世上を憚り候仕方と相見申候事〕(1613)

《祭りのついでに婚礼》

婚礼の礼式や経費を軽くするため、祝儀や披露を村の祭事等のついでに行うといったことも行われた。

〔婚姻之儀は村中大概祭り日待等之序ニ有合之一汁一菜等にて杯事も相調來申候〕(73)

〔婚義を軽く整んが為に祭り参りに託、娶嫁仕儀も間々御座候〕(1610)

【新婚夫婦への祝福】

《いひ》

新嫁のおちつきよさや多産を祈つて、十月のいのこの際に新婚の家を搗き回る風があった。

〔小供多人数集り石をからけ市中を搗分ケ舂取嫁取候家の前をつき是も永々有付礎の意を表し候〕(1917)

〔石にて餅の形地を作り、是二繩を付ケ亥の子餅祝んとて門ト毎に行て搗ク、又新嫁の家に行てハ子を産む事多かれとて搗事数

多し、是全く家八年に子を十二産といふ事を起りにて、古より亥の子祭りを右の通二仕来候由申伝へ候事」(169)

《祝水》

先大津宰判日置上村では、正月礼の時、新婿に祝いとして水を掛けることもあったようである。

〔年礼の節新婿の者へ祝水仕り候儀間々有之候〕(81)

【やもめ】

一箇所だけ、「やもめ」とよばれる農具についての記載がある(87、「紀要」第四二号参照)。「注進案」提出のころ、都濃宰判長穂村では調製(選別)作業のために「やもめ」とよばれる篩(ふるい)が普及して作業が効率化されたという。選別は以前から女による作業だったようだが、その作業を寡婦たちが担っていたのであろう。「やもめ」の普及により手間が省略されたが、これを「孀(やもめ)殺し」とよぶのは心得違いだと評している。なお、「やもめ」という語は当時、寡婦だけでなく独身を通した女性についても使われていた。

病

人生の中には、避けて通れない「病」への怖れも身近な

『防長風土注進案』「風俗」の項にみる人の一生と身体(金谷)

ものとして存在したが、「風俗」の項に具体的な病気に關する記述はわずかである。

【伝染病(疫病・疫癘(えきらい)・時疫・流行病)】

伝染病に關する記述は、それを避けるための行事等の記述の中に散見する。

〔人日(一月七日)ニハ休足ハ不仕候得共長立候者は七種粥を焚神仏え備へ疫病を除候迎家内も認〕(713)

〔時疫流行の節も親類ハ申に及ハす近所隣互に嫌なく介抱仕成丈ケ念を入申候事〕(414)

〔年二寄流行病等有之節ハ地下中申合於寺院施餓鬼百万遍念仏等執行仕候事〕(81)

伝染病で死者が出た場合には、火葬でなく土葬にしていたところが多い(後述)。現代的な防疫感覚とはむしろ逆だが、死者を火葬にしたときの「煙」ないし「臭氣」が伝染病を広げるとの観念であろうか。

〔流行病死等之部は於当処は地下一統火葬ニは不仕〕(112)

〔葬式之儀は親類并町中集り旦那寺招請野辺送り大概火葬、流行之病ニは埋葬仕候〕(712)

【痢病】

痢病は、激しい下痢を伴う病気。赤痢・疫痢の類をいう。当時の日本はすでに、最初のコレラの大流行(文政五年)

一八二二年）を経験しているが、「注進案」にコレラの記述はない。

〔先年当所に牛の類病流行して数拾足斃申候故、其骨を集めて土中に埋め一基の塚を築き供養を仕り百万遍執行仕候所、病の流行鎮り候、其後牛馬に限らず人家にも疫病又は痢病など流行する事無御座候、此故に年々右の念仏執行仕候〕（21-2）

【疱瘡】

疱瘡は天然痘の俗称。幕末・明治期に種痘が普及するまで、避けることのできない、もっとも恐ろしい疫病であった。疱瘡への祈りは、それを避けるというよりは、いかに軽く済みますか、あるいは顔など人目につく部位に「あばた」（痘痕）が残らぬようにという祈りである。

〔六月下旬例年虫除之祈禱（中略）、花岡御才判境国木峠迄送り捨申候、小児之疱瘡輒く大人ハ無病息災也とて藁馬之股を潜り申候〕（4-9）

【夏病（なつやみ）】

夏病は暑気あたり（夏の暑さのために体が弱ること、夏バテ）のことをいう。正月の伐り初めのときの餅や二月の涅槃の時の餅が夏病を防ぐという。

〔先正月元日二ハ（中略）男子ハ其年の恵方の山え行きつそふ（中略）、此時餅一重齒朶藁すど持行、切株へハ餅を備へ、右の齒

朶と餅とをはずすとへ入、木えくゝりつけ取帰りて（中略）餅を年神へ上ケ、後に家内戴く（夏病を除といふ伝ふ）（21-18）
〔二月十五日涅槃釈迦の松とて小き明松を数多造り墓所にて焼、家に帰り候ても松一わ門へ持出し香花水飯等備へ焼候、飯ハ子供戴き候へハ夏病無之候と申伝へ候〕（24-12）

【その他の疾病】

「風俗」の項ではないが、「注進案」にみえるその他の疾病に関する語ないし記述には、次のようなものがある。

「瘡（おじり）」（7-8 7-10）、「癩（じゃく）病」（12-4）、「癩病」（11-18 17-6 20-6）、「瘡病」（20-6）、「麻疹（ましん）」（17-7）、「眼病」（3-8 11-18 18-12）、「齒痛」（7-8 11-14 11-18 12-9）、「下痢」（4-10）、「労咳」（12-4）

【薬】

これも「風俗」の項ではないが、疾病を治す薬については、以下のような関連の記述がある。

「鹿野上村の超世丸」（下痢止め、4-10）、「河鳥」（労咳の薬、12-4）、「薬草採り」（医師へ売る、21-5）

老

さまざまな災厄を乗り越え、たくましく生き抜いた人は折り目折り目で健勝を祝し、また人々はその人にあやかる

うとした。

【年賀】

現在、この語は「年賀状」にみるように、「年（の始まり）を祝う」ことに用いられているが、「注進案」では例外なく、年齢を重ねることに対する祝賀、すなわち還暦・古稀・喜寿・米寿など長寿の祝賀（年祝い）をさしている。広くとれば初端午・初雛や着袴、元服等もこの「年賀」に含まれるのであるが、「注進案」の記述によるかぎり、男子の厄年とされる四十二歳、女子の厄年とされる三十三歳以降をいうようである。

当人からは赤飯や餅等、近族からは酒肴や重ね餅等を贈りあつて祝つた。特に、八十八歳の米寿の祝いには、最後の例に「舂懸を配り」とみえるように升搔（ますかき。升到盛つた米をならすために用いる棒。斗搔）を参会者に配る風もあつたようである。

〔男子四拾貳歳、六拾壹歳、八拾八歳、百歳足之賀、女子三拾三歳、八拾歳、百歳足之儀は身分相応相祝し、親類知音え赤飯餅等を遣し、近族よりも相応酒或は肴等を遣し申候〕（一）

〔年賀之節ハ（中略）小き挽臼位之餅一重ね酒肴杯祝し遣候、引受方にては軽キ取肴一二種一汁一二菜にて指出酒飯相進め申

候、客来相濟候て右之祝ひ餅を四角二切夫々え遣し候〕（一七）
〔八十八歳之祝ひ身体宜敷者は親類因間を招き相応に心祝ひ仕候、餅舂懸を配り候者間々御座候事〕（一五）

【老人の役割】

春秋の彼岸のつとめや仏事が老人の役割だつたところがあり、いくつかの記述がある。

〔春秋両彼岸中日は老人之儀は旦那寺墓所親類中位牌詣り仕候〕（一三）

〔村内安田薬師堂ニは折々念仏講村内之老人之男女参詣仕、百万遍之念仏執行仕候〕（一八）

【重陽の節句】

節句のうち、九月九日の重陽の節句は長寿への祈りをこめたものだつたようである。

〔九月九日をは大節句と唱へ徳利之口へ菊をつけて養老を弄き祝し候〕（五）

〔重陽之儀ハ（中略）、長立候者ハ長生之薬とて菊酒を神二備へ家内ニも酌祝ひ社参〕（一三）

死と法要

死にもさまざまなかたちがあり、葬り方にもそれによる差違があつたことは、先に「伝染病」の項でみたとおりで

ある。また、葬儀に対して共同体が行う扶助・協力については、「紀要」第三九号でふれた。ここでは、葬儀・葬送に関する語彙を中心に、その背景を探ってみたい。

【凶事・愁（うれい）・新亡（しんもう）】

その家にあらたに死者がでることを「凶事」「愁」「新亡」などとよぶ。これらの言葉は「葬式」と同義に使われる場合も多く、厳密な区別は困難である。

〔凶事之節は親類其外講中之者相集り候て葬送之支度仕〕（230）
〔此死会中間之儀は樽組と号、愁二不限何ぞ兼有之候節ハ相集り助勢仕〕（9-20）

〔七月〕十四日親類朋友間霊前え焼香仕、新亡有之候へは線香相備申候（20-12）

死者があると、まず講中から庄屋等の地下役座へ死去届を提出し（2-22）、その上で寺や親戚等に「訃音」（ふいん・連絡）して葬儀を段取る（3-3、3-11）。葬式の一連の準備等は、基本的に講や親戚が行い、当家のものとはかわらない。（「紀要」第三九号参照）

なお、葬式が年末年始には行われなかったという記載が当島幸判河島庄にある。

〔葬式之儀大晦日より正月三日松飾り有之内は葬式不相成四日二

至り葬送仕候〕（20-1）

【身隠（みかくし）】

この語も、「葬送」ないし「葬式」の意で使われているようである。

〔葬式 村内組々ニて死会講人数香典米を持寄り諸事引請世話仕、旦那寺申請身隠し仕候〕（9-7）

【剃刀を戴く】

次の例の「剃刀を戴く」は、菩提寺の住職から頭に剃刀をあててもらおう帰敬式を意味する。僧が死者に対して行っているのであろうか。

〔葬式ハ旦那寺を申受、法名を授り剃刀を戴き多クハ土葬〕（2-10）

【棺・桶（大桶・打桶）・箱棺・櫃】

棺（ひつぎ）は桶棺の場合と箱棺の場合があり、いずれも白木（皮をはいで削っただけの、何も塗ってない木）で作った。桶棺と箱棺の区別は明確でない。桶棺は、簡略化して「打桶」にした場合もあった。「打桶」は縄を付けて二人で担げるようにした桶をいうようである。桶棺の場合には遺体を座らせるが、箱棺には堅棺と寝棺がある。

また、棺を「折屋根」の形に作るという記述が多いが、箱棺か桶棺かはつきりしない。途中から勾配をつけた台形

状の屋根（蓋）をいうのであろうか。棺材は、記述のほとんどが「松板」で、「杉板」が一例（16-7）ある。

〔棺ハ一統桶ニして其上へ細き六角の棺形の物を拵、色々紙張にして是をすへ置候事〕（16-9）

〔白木の箱棺ニ納メ棒式本にて昇、野辺送り相堂候〕（15-16）

〔棺は桶ニして外は駕籠ニ入て昇、師坊を招き野辺送り相堂火葬土葬共ニ御座候〕（15-7）

〔上分は白木折屋根ニして棺を拵、（中略）下分ハ打桶と申白木の桶を拵〕（16-4）

〔棺ハ白木折屋根又ハ横棺に、（後略）〕（16-12）

箱棺の場合は、「打越屋根」ないし「打越し覆い」にす
るといふ記述が見られるが、こちらも詳細は不明である。

〔箱棺にて打越屋根を付、棒式本にてかき野辺送り相堂ニ候〕（15-11）

〔葬式之儀ハ松板白木の筥え入、上屋根ハ打越し覆にして棒式本にて身近キ者昇〕（15-19）

なお、桶棺でも箱棺でもなく「古き」櫃を用いたといふ記載が吉田宰判に三例ある。

〔白木にて棺を拵へ野辺送りいたし、（中略）小躬之者は古き櫃などへ入相堂申候〕（16-3）

【土葬と火葬】

土葬にするか火葬にするかは、当時さまざまな場合があった。死者の亡くなり方によって違う場合（伝染病による死者は土葬など）、宗派によって違う場合、宗派等に関係なく村や地域で一律の場合などがある。土葬ないし火葬の記載がある村を、大まかに分類すると次表のようになる。なお、「すべて火葬」が小郡宰判大海村のみであることから推測できるように、伝染病死の場合に土葬にするというの一般的な風だったのであろう。

土葬優勢・土葬のみ
3-8/10、6-13/15/16/21/24、 7-7/18(1)(3)(4)/20/21、11-18、 14-11、15-2/3*/4*/8、 17-1/5/6/7/8/9/10/11、 19-5*/6/11*/15*/16、 20-5/7*/8*/11*/12*、 21-1*/5*/11*/19* (*はすべて土葬)
火葬優勢・火葬のみ
1-1、3-1、5-1/2/4/5/6/7/8、 6-22、7-2/10/11/12*a、8-18、 14-4/9/12*a/14*b/15*a/16、 15-26/27、17-4 (*a) 伝染病死は土葬 (*b) すべて火葬
まちまち
1-12*a、7-5/16/18(5)、9-8*b、 14-2/10、15-1/7/9/12/14*b/ 15*b/17/18/19/23*b/25*b/28/ 29/30/31 (*a) 伝染病死は土葬 (*b) 真宗は火葬、その他は土葬

【野辺送り・野辺之宮・野送り・野送之宮・悲送り】

なきがらを埋葬場や火葬場まで送ること、またその行

列や葬式をいう。葬列にはなきがら・位牌のほか宗派に応じて莊嚴があるが、浄土真宗の場合は簡素だったようである。伝染病による死者の場合は鳴り物を用いないという例もある。小松原村（三丘）では位牌を持つのは嗣子であった（7-18(1)）。

〔葬式之儀は（中略）其宗門之備立にして凡幢天蓋華籠灯籠を立、靈膳具等相備、野辺え悲送り土葬火葬随其好二候得共、流行病死等之部は当処は地下一統火葬二は不仕、鳴物をも不相用土葬從來之行形二御座候、（中略）尤真宗之儀ハ幢天蓋花籠靈膳具卒都婆墓勉等無御座、火葬第一二仕候事〕（1-12）

〔いづれも野辺にて講中の者鐘を叩き六斎念仏を唱へ、すへて当村ハ真言宗にて御座候〕（14-12）

《葬送》

なきがらは人力によって運ばれたが、桶棺の場合は駕籠に乗せる例が多く、箱棺は二本の棒を用いて腰で担いだようである。駕籠は寺から借りる場合や、講であらかじめ準備してあるところもあった。桶棺の場合も、山坂道の場合には二本の棒を桶棺に結わえて運んだという（10-29）。

〔棺は桶二して外は駕籠二入て昇師坊を招き野辺送相宮〕（15-7）
〔葬式松板白木の箱へ棒式本を入れて身近き者二人腰に昇き、（中略）懇に野辺送り火葬土葬仕候〕（14-10）

〔寺二貸駕籠有之候二付借受、棺を載せ所行形之凶服を着し墓所迄供仕候〕（1-1）

〔葬式之儀ハ（中略）中已下は兼て講中より拵置候駕籠にて野辺送り相宮候〕（16-2）

《凶服》

野辺送りや葬式の服装を「凶服」といった。男は袴や羽織袴、女は晒布を頭からかすくのが一般的だったようであり、こんにちのような黒一色のおもむきはない。

〔男は上下袴羽織身分二応し着服仕、女ハ晒布にて仕立候帷子或は白帽子等被キ上着野辺送り仕候〕（9-21）

〔行形之風俗にて男女共二麻之衣服を着用仕候〕（9-30）

〔御領内にて格式ある者ハ上下、其已下は袴羽織着用、婦人ハ被きと号し有合之帷子、裏を表に返し左之袖を被き葬事を営ミ申候〕（7-18(1)）

《葬送の時刻》

野辺送りが行われる時刻については「日中（白中・白昼・昼中・昼）」「昼後」「晡時（暮方・暮相）」「夜中」の四種類の記述がある。共同体での慣例があったのであろう。

〔当郷野送り昼中にて土葬二仕候〕（6-13）

〔葬式は講中寄合世話仕候、昼後葬送土葬に仕候〕（19-16）

〔凶事之節は親類講中寄集り死期作廻仕多クハ晡時二野辺送仕候〕（1-15）

〔松本辺其外秋近辺にては夜中葬送仕、銘々挑灯等灯シ寺詣野辺送り仕候〕(20-2)

【立場（立場仕揚・立場揚・立場法事・立場の斎）】

「立場（たてば・たちば）」は葬送のために人々が集まる場、また集まった人々の休憩所のことをいう。葬送と同時に、その場でごく簡単に縁類や近隣にまかない等を済ませることを「立場仕揚（しあげ）」といい、そこでのまかないを「立場の斎（とき）」ともいった。また「初度の法事」（最初の法事、後述）までその日のうちに済ませてしまう場合もあり（立場法事）、そのことも含めて「立場仕揚」とよぶ例もある。（次項参照）

〔村々葬式の日、立場仕上といふこと有りて、縁類組合知己の者その日に寄り集りたるへ一汁一菜の賄而已にて葬送相済せ、野別と云て墓所切にて別れを成す〕(2-10)

〔旦那寺を招葬り仕、其日の中食ハ握り飯香物、夕飯は手軽き一汁一菜にて立場の斎と唱申候〕(9-11)

〔立場仕揚と唱、此日初度之法事迄相済申候〕(9-5)

【仕上・仕揚・仕上法事】

葬儀が終わり、世話になった人々へまかないをすることを「仕上・仕揚」といったようで、そのときに「初度の法事」をすることを「仕上法事」という。（【法事】参照）

〔旦那寺申受身隠相済、仕揚とて時節有合之品にて一汁一菜之賄方相調講中退散仕候事〕(3-13)

〔葬式は（中略）仕揚ヶ法事之節一汁一菜之賄方仕候〕(4-1)

【香米（講米）・齋米・香典米・香典（香奠）・香料・香資】

講中や親類から葬式の際に持ち寄る米や金銭のことをいう。米の場合は一升ないし二升、銀の場合は五分ないし一匁というところがほとんどだが、実際には次例のように分際に応じてなされた。子供が死去した場合は五文・八文程度の香典を持ち寄り、組内で小規模に済ませたようである。

〔親類知音講中米式升壹升身分二応し香料として持集り〕(2-10)

〔葬式ハ其小村々々一講内トして大人死去ニは香米と号し八木壹升又は壹匁持寄りニして諸賄其外万事引受ニ相調若又小児死去ニは只組相而已相集り講内よりハ八文十式文の香典にて相調候事〕(3-12)

なお、この時に持ち寄られる米は黒米（玄米）の場合が多く、その場でただちに精白して葬式のまかないの炊飯に用いられる場合もあったようであり、講中による米つきは葬式における大きな仕事の一つであった。

〔葬式之儀ハ親類講中相集り香米とて行形を以纓宛黒米持寄〕(7-5)

〔釣合中朋友黒米言升宛香米と号し持寄、米不如意之所納故、持寄之米をしらげ寄合之人数へ相応之当りにして飯を焚〕（一六）

【差寄（さしよせ）】

講中から葬式の際に米などを持ち寄ることを「差寄」とよぶ村もある。前大津宰判の三例のみだが、この場合は白米を持ち寄っている。葬式時に大量に必要なまかない飯に即応するための相互扶助という側面があるろう。

〔葬式は兼て村々にて定置候無常講の人数より差よせと申、白米言升宛持参致し旦那寺を招申ひ仕候〕（一〇一―一〇二）

【齋（とき）・非時（ひじ）・齋非時・非時齋】

元来は僧の食事（午前の食事を齋、午後の食事を非時という）をいう語であるが、「注進案」では講中や親類など、葬式や法事に参会した人たちへ出す食事のことも齋・非時という例がある。

〔葬式、（中略）集り候者えハ軽き一汁二菜の非時など出し来候〕（一〇六―一〇七）

〔仏事之内年忌法事八旦那寺申受、親類尚由緒之者相招、軽き齋非時差出、無酒にて小志相當ニ申候〕（一〇六―一〇七）

【豆腐・くろめ】

上関宰判や熊毛宰判の村々では、葬式の際のまかない料

理に豆腐と「くろめ」（黒布・黒和）のセットが定番だったようで、多くの例がある。ただし、当該地域ではホンダワラ科の「ひじき」を「くろめ」ということから、この「くろめ」は辞書でいうコンブ科の海藻ではないことに注意が必要である。

〔葬式、（中略）都て大人小児に限らず豆腐くろめ等にて賄ひ、日中葬式仕候儀当郷のならわせにて候事〕（一〇一―一〇二）

ひじきを煮ると真つ黒い色になることから、豆腐とひじきのセットは「黒と白」のイメージで葬式料理に用いられたのかもしれない。かつて平郡島では、人が死ぬことを「あの人は豆腐になった」といった。

【法事・年忌・年回（年廻）仏事・追忌・追福】

追善供養のための法事には、四十九日までの仏事と年忌（年回・追忌）法要がある。以下時間順にみていく。

《初度の法事・立場法事・野返り（野返り）・仕上法事》
新亡に対して初めて営む法事をいう。当日の夜か翌日に行われることが多く、当日のものを「立場法事」「野返り（野返り）」といった。仕上（仕揚）の際に行うという謂で「仕上法事」といういいかたもある（前述）。葬儀の翌日、あ

らためて初度の法事を行うものは、おおむね中以上の者であつた。

〔初度法事ハ立場法事と申其夜直様師坊を招き少し相宮候〕
(17-10)

〔中以上は大概翌日初度法事旦那寺申請相宮ニ、親類組相中相伴仕候、小躬之者は野帰り法事と云、葬式之跡旦那寺鹿酒差出し、親類組相茶ノ湯等二て相宮候〕(20-2)

《墓所へ日参》

中陰(四十九日)の間、墓所に日参するところもあつた。

大島宰判に三例ある。

〔墓所えは香花等手向水杯そゝき申候、中陰間は家内之者日参仕候〕(1-2)

《初七日》

重い忌みの明ける日。次例の「逮夜」は葬儀や法要の前夜のことをいう。すなわち「初七日の法要の前夜」の意。

〔初七日の逮夜村中其外知音の者悉く参り焼香の後冷酒を飲申候〕(19-8)

《精進揚》

二七日(ふたなのか)、すなわち十四日目に精進あげ(精進落とし)をおこない、平生の生活に戻った記述が一例だけある。

〔惣て二七日に当る日を精進揚とて旦那寺申請読経相頼ニ、其後は平日に仕候〕(19-16)

《満中陰》

七七(なななのか、四十九日目)は中陰が満了する日、すなわち満中陰で一般に忌み明けとされる。満中陰の法要には親類中も集まり食事が出された。この日には、祭主は沐浴し月代を剃る風もあつたようである。

〔七日目々々は親類中仏参仕、満中陰と申七々日相立候へは又々僧衆相招キ親類中も集り齋非時等差出申候〕(1-2)

〔七日七日に弔ひ仕、七々日ヲ満中陰と申、又旦那寺招請長髪を剃法事相宮申候〕(1-1)

〔七々日目を中院とも忌明共号シ、祭主月代時浴して仏事執行仕候〕(1-12)

《年忌(年回) 仏事・志日》

おおむね現代に同じく年忌法要が行われたようである。また、この日に追福として近隣に茶漬け等の施行をおこなつた例がある。

〔先祖年忌一周忌三回忌七回忌十三回忌十七回忌貳拾五回忌三十三回忌五拾回忌、旦那寺招請親族知因相集り軽き齋非時を出し旦那寺墓所参り等仕候〕(6-23)

〔年廻之追福、(中略)又ハ志日と唱、近所之者え茶漬飯等施候も有之不一様候得共、(後略)〕(1-3)

《揚法事（上法事・上ヶ法事）》

自宅で法事を行わず、寺僧に委託して経をあげてもらおう
簡単な法事をいう。このような例も多かった。

〔また寺にて法事相営ミ、齋米野菜など持参り読経相頼み、本人
或は家内迄も寺にて齋二預る、名て上法事と唱へ、軽くせんと
て斯ハ仕事ニ御座候〕（16-5）

《亡者の更衣》

年忌法事に、亡くなった者の更衣用にと木綿を供えた例
がある。

〔父母先祖の年忌に手織の白木綿言反宛亡者の更衣と唱へ牌前へ
備へ置、仏詣の時旦那寺へ持参仕候流例も御座候〕（14-6）

休養

労働のなかで人々が身体を休める休息・休日については
数多くの記載があるが、それらの休息・休日も個々人の自
由意志によって決められたものではなく、共同体内の規制
があったようである。

それは共同体による「休まなければならない日」の設定
であり、休むことによって各人の健康を維持し、また英気
を養い、共同体としての作業の効率を上げようとする一種

の知恵であつたらう。したがってその日に休まなかつた場
合は、冷笑や非難の対象となることもあつたようである。

【遊日・遊ひ日・遊・遊民】

「あそぶ」という語は必ずしも遊興を意味せず、「休息す
る」ないし「神仏に参る」「祭りを楽しむ」という意で使
われる場合がほとんどである。実際、人々は休息日には神
仏に参詣することが多かった。

〔年中之遊日、正月三ヶ日七日十五日、二月朔日、三月三日、五
月五日、六月晦日、七月七日同十五日、八月朔日十五日、九月
九日、十一月廿八日にて御座候〕（5-2）

〔霜月廿八日真宗一統祖師命日とて遊日、仏参仕候者有之候得共、
是等帰依不帰依にて一樣ニ無之候事〕（7-17）

なお、次の「遊民」の例は「仕事もしないでぶらぶらし
ている人」の意であろう。

〔当郷は男女農業手稼第一二仕、遊民と申者絶つ無御座候〕（5-3）

【骨休め・骨つぎ】

「骨休め」は仕事のあいまに休息することをいい、「骨つ
ぎ」は骨休めのためにごちそうを作って食べることをいう
が、必ずしも区別されていない。「注進案」には六例ある
が、すべて麦の混納（収穫・調製作業）を前に、寿司など

を作って食べることに「麦うらし」。「紀要」第四一号参照）
について使われている。麦うらしの後には、麦の収穫・田
植えといった忙しく激しい労働が待っている。

「麦熟し 四月麦熟前、鯛之取れる頃ゆへ鯛を麦藁鯛と唱、求め
酢食を拵へ親類間招キ合、給へ候て麦を誉め湿納植付前之骨つ
きを致候事」(9-1)

【泥落とし・しろみて・惣休み】

激しい労働の後、共同体で申し合わせて一律に休むこと
をいう。村中の田植えが終わった時に設定され、下男下女
に数日間の里帰りをさせる村もあった(「紀要」第四二号
参照)。

【昼休み】

暑い季節には、昼下がりの一定時間、昼休みと称して体
を休めることが、おそらく村の申し合わせとして行われた。
昼寝をしたのであろう。夏病み(前述)を防ぎ、健康を維
持するための知恵として注目される。

〔植付等相済炎暑之節ハ昼休ミと号日中暫ク休息仕候〕(17-8)

〔六月節入頃より七月末方迄昼休と唱へ日中半時計休息仕候〕

(19-16)

【灸・湯治・石風呂】

二月二日と八月二日に灸をすえる例が六村ほどみえる
が、いずれも年中行事としての灸すえで(「紀要」第四一
号参照)、身体疲労の調整としての灸の記述はない。湯治
についても、現在の湯本温泉(長門市)について記述があ
るが、身体に関する記述はない。

療養の場として特筆すべきものに「石風呂」がある。瀬
戸内海沿岸・島嶼部に多く知られ、周防大島の久賀村の石
風呂は弘法大師の由緒をもつ(「石風呂」の項)が、
佐波川流域のもの多くは重源上人の由緒をいう。奈良東
大寺の大仏殿用材の搬出に当たったものたちの労をねぎら
い、疲れを癒すために設けられたという。なかでも有名な
「岸見の石風呂」(11-20)は、三が日を過ぎると諸方面か
ら多くの人々が療養に來たという。

〔二月〕二日は灸治、(中略)(八月)二日下男出代り、同日灸
日と申灸治仕候者多御座候〕(20-10)

〔湯本は年中湯治人諸方より入こむ所に候へは、宿屋などは賑は
しく有之候へども、近年湯治人も減し自然と質素に復し候様に
相見候〕(19-8)

〔入室するもの正月四日より晴雨をいわず諸所より来り、其数奉
て数へかたし、こしぬけ足なへ疾病諸病の療養とし来る〕(11-20
「旧跡の部 石風呂」の項)

女性

ジェンダーに関する記述は少ない。田植えが女性（早乙女）の役目だったこと等は象徴的だが、ここでは稲作儀礼は扱わず、女性の身体としての特徴的な事項をとりあげる。

【経行・月の障り・別火】

秋穂正八幡宮の神託によって、月経中の女子との別火を守ることによってモグラの害を防ぐという記述が小郡宰判に二例（14-11・12）ある。また、先にみた「岸見の石風呂」も、月の障りのある婦人の入ることを忌むという。

「昔郷中土竜多田嶋を害せしに、神託ありて経行の女子と別火し、惣て穢を忌事宇佐之例に順ふときハ土龍の害なかるへしとの告に隋ひ、今に至り別火を守り、」（14-11）

「月の支りある婦人不淨ノ者是在る時ハ忽蟻這出室内に群り、或は土砂落て居る事あたわす」（11-20）旧跡の部 石風呂の項

【女の尻を打つ】

小正月に女の尻を打つ儀礼については、多産の呪法として行われた。「紀要」第四〇号を参照。

本文中で引用した部分に関わる村の番号は以下のおりである。

【大島宰判】1-1（久賀村・同浦）、1-2（日前村）、1-3（西方村）、1-4（森村（浮島含む））、1-10（地家室）、1-12（安下庄・同浦）、1-13（秋村）、1-15（戸田村）、2-18（油宇村）、2-21（横見村）、2-22（志佐村）、2-26（三蒲村）、2-30（伊保田村）

【奥山代宰判】3-1（宇佐村）、3-3（本谷村）、3-8（下畑村）、3-10（波野村）、3-11（本郷村）、3-12（黒澤宇塚村）、3-13（須川村）

【前山代宰判】4-5（三瀬川村）、4-9（金峯村）、4-10（鹿野上村）、4-11（鹿野中村）

【上関宰判】5-1（麻郷村）、5-2（別符村）、5-3（上田布施村）、5-4（下田布施村）、5-5（波野村）、5-6（大波野村）、5-7（平生村）、5-8（曾根村）、6-12（伊保庄）、6-13（小郡村）、6-15（尾国村）、6-16（室津村・同浦）、6-21（佐郷島）、6-22（牛島）、6-23（岩見島）、6-24（八島）

【熊毛宰判】7-2（下久原村）、7-3（長野村）、7-4（原村）、7-5（八代村）、7-7（上小周防村）、7-8（小周防村）、7-10（光井村）、7-11（室積村）、7-12（室積浦）、7-13（岩田村）、7-16（宿井村）、7-17（川西村）、7-18(1)（三丘之内小松原村）、7-18(2)（三丘之内安田村）、7-18(3)（三丘之内清尾村）、7-18(4)（三丘之内樋口村）、7-18(5)（三丘之内八代村）、7-20（立野村）、7-21（三輪村）

【都濃宰判】8-1（末武上村）、8-4（久米村）、8-7（長穂村）、8-10（川上村）、8-18（浅江村）

【三田尻宰判】 9-1 (三田尻村)・9-2 (三田尻町)・9-5 (西佐波令)・9-6 (宮市町)・9-7 (仁井令)・9-8 (植松村)・9-12 (浜方)・9-16 (切畑村)・9-20 (下右田村)・10-28 (久兼村)・10-29 (奥畑村)

【徳地宰判】 11-14 (三谷村)・11-18 (堀村)・11-20 (岸見村)

【山口宰判】 12-4 (七房村)・12-5 (御堀村)・12-9 (小鯖村)・12-10 (長野村)

【小郡宰判】 14-2 (上中郷)・14-4 (江崎村)・14-9 (岐波村)・14-10 (名田島)・14-11 (二島村)・14-12 (本郷)・14-14 (大海村)・14-15 (陶村(鑄錢司村含む))・14-16 (台道村)

【舟木宰判】 15-1 (東吉部村)・15-2 (西吉部村)・15-3 (萬倉村・今富村)・15-4 (東萬倉村・矢矯村・芦河内村)・15-7 (舟木市村)・15-8 (逢坂村)・15-9 (東高泊村・有帆村)・15-11 (後潟御開作)・15-12 (東須恵村)・15-14 (西須恵村)・15-15 (際波村)・15-16 (藤曲村・奥壇村・中山村)・15-17 (中野御開作・妻崎御開作)・15-18 (小串村・宇部村・川上村)・15-19 (沖ノ旦那村・広瀬村・末信村・棚井村)・15-23 (吉見村)・15-25 (木田村・瓜生野村・車地村・山中村)・15-26 (楡小野村)・15-27 (藤河内村)・15-28 (小野村・椋原村)・15-29 (如意寺村・下ノ小野村)・15-30 (市ノ小野村)・15-31 (宇内村・上ノ小野村)

【吉田宰判】 16-1 (吉田村)・16-2 (末益村)・16-3 (松屋村)・16-4 (厚狭村)・16-5 (津布田村)・16-6 (宇津井村)・16-7 (土生浦)・16-9 (今浦御開作)・16-10 (伊佐村)・16-12 (於福村)・16-13 (厚保村)

【美祢宰判】 17-1 (大田村)・17-4 (真名村)・17-5 (岩永村)・17-6 (秋吉村)・17-7 (嘉万村)・17-8 (青景村)・17-9 (赤村)・17-10 (絵堂村)・17-11 (長登村)

【先大津宰判】 18-1 (日置上村)・21-15 (江崎村)・21-19 (徳佐村)・18-12 (神田下村)

【前大津宰判】 19-2 (三隅村)・19-5 (青海村・大日比浦)・19-6 (瀬戸崎浦)・19-8 (深河村)・19-11 (俵山村)・19-15 (殿敷村)・19-16 (澁木村)・19-17 (真木村)

【当島宰判】 20-1 (河島庄)・20-2 (椿東分)・20-5 (福井上村)・20-6 (紫福村)・20-7 (大井黒川村)・20-8 (山田村)・20-9 (三見村)・20-11 (明木村)・20-12 (佐々並村)

【奥阿武宰判】 21-1 (吉部村)・21-2 (高佐村)・21-3 (片俣村)・21-5 (小川村)・21-8 (藏目喜村)・21-11 (嘉年村)